

馬盜人  
牛盜人

とせしを、かねく、和尚のひぞうせし猫の其所にふしゐたりしが、舌の先へとび付て、かたくくはへてはなさず、盗人は思ひよらぬこと故もだへくるしみ、せうじこしに猫をつよくひきしかば、いよく猫も強く食たりしほどに、人々音を聞つけてみしに、猫もころされしが、盗人も死たりきと告たりける、和尚つぶさにことこのよしを聞て、猫を哀とかんじ、又々もとの寺に歸りて、猫とぬす人のあとをとぶらひ、しるしの石をたて、のち奥には下りしとぞ、

〔古事記中應神〕又昔有新羅國主之子名謂天之日矛是人參渡來也所以參渡來者新羅國有二沼名謂

阿具奴摩自阿下四此沼之邊一賤女晝寢於是日耀如虹指其陰上亦有一賤夫思異其狀恒伺其女

人之行故是女人自其晝寢時姪身生赤玉爾其所伺賤夫乞取其玉恒裹著腰此人營田於山谷之間故耕人等之飲食負一牛而入山谷之中遇逢其國主之子天之日矛爾問其人曰何汝飲食負牛入山

谷汝必殺食是牛即捕其人將入獄囚其人答曰吾非殺牛唯送田人之食耳然猶不赦爾解其腰之玉幣其國主之子故赦其賤夫將來其玉置於床邊即化美麗孃子仍婚爲嫡妻○下

〔古事記傳三十四〕抑今此賤夫を咎めて、獄に入れむとせしは、他人の牛を盜來て殺さむとする

ものと思へるなるべし、盜と云ことは見えざれども、入山谷をあやしみたるは、盜來つるものと思へりと聞ゆるなり、然るに盜めることをば云ざるは、盜むよりも、殺す方の罪の重き故なるべし、

盜と殺とを合せたれども、殺す方の罪を重しとせるなり、何の國にても、故なく牛を殺すをば、上

代より罪とぞしたりけむ、故律にも然定め

〔今昔物語十三〕石山好尊聖人誦法花經免難語第二十

今昔石山ニ好尊聖人ト云フ僧有ケリ、若ヨリ法花經ヲ受ケ習テ日夜ニ讀誦ス、亦眞言モ吉ク習テ行法ヲ不斷ズ、而ル間事ノ縁有ルニ依テ、丹波ノ國ニ下向シテ、其ノ國ニ有ル間ニ、身ニ病付テ